



各 位

会 社 名 株式会社 東急レクリエーション 代 表 者 取 締 役 社 長 菅 野 信 三 (コード番号 9631 東証第2部) 問合 せ 先 取締砕解析役員 大 島 昌 之 (TEL. 03-3462-8888)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月26日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は平成28年3月30日開催予定の定時株主総会に付議する予定であります。

記

1. 変更の理由

① 取締役(業務執行取締役等である者を除く)および監査役が、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、また有用な人材の招聘を容易にするため、会社法第 427条第1項の規定により、定款第29条(取締役との責任限定契約)および第37条(監査役との責任限定契約)として、その責任を法令の定める限度に制限する契約をあらかじめ締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、第29条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ② 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。
- ③ 上記条文の新設にともない、条数の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

① 定款変更のための株主総会開催日

平成28年3月30日(水曜日)

② 定款変更の効力発生日

平成28年3月30日(水曜日)

以上

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(新 設)	(取締役との責任限定契約) 第 29 条 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、当該取締役の会社 法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める 額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第 <u>29</u> 条~第 <u>35</u> 条 (条文省略)	第 <u>30</u> 条〜第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	(監査役との責任限定契約) 第 37 条 当会社は、監査役との間で、当該監査役の 会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意 でかつ重大な過失がないときは、法令が定 める額を限度として責任を負担する契約 を締結することができる。
(新 設)	(補欠監査役) 第 38 条 法令または定款に定める監査役の員数を 欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 31 条の規定を準用する。 3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。
第 <u>36 条</u> ~第 <u>41 条</u> (条文省略)	第 <u>39</u> 条〜第 <u>44</u> 条 (現行どおり)